

中小企業等の少額減価償却資産の特例

固定資産を取得した場合は通常、法定耐用年数に応じて減価償却費として損金処理しますが、少額のものは取得時にその取得金額の全額を損金算入（即時償却）することが認められています。中小企業等の場合は、30万円未満の減価償却資産に適用できます。

1. 対象となる期間

2020年3月31日まで

2. 対象者

青色申告書を提出する中小企業等（次の①又は②に該当する事業者）

- ①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
ただし、大企業の出資比率が1/2を超える法人、または2以上の大企業の出資比率が2/3を超える法人は対象外
- ②資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

3. 対象となる資産

取得価額**30万円**未満の減価償却資産

ただし、事業年度における取得価額の合計額は**300万円**を**上限**としており、その超える部分に係る減価償却資産については適用対象から除外されます。

4. 少額減価償却資産の処理方法

少額減価償却資産制度を表にまとめると次のようになります。中小企業者等はいずれかを選択できます。

項目	中小企業等の少額減価償却資産の特例	一括償却資産制度	少額減価償却資産制度	通常の減価償却資産制度
対象事業者	中小企業者等	すべての事業者	すべての事業者	すべての事業者
対象資金	30万円未満の減価償却資産	20万円未満の減価償却資産	10万円未満の減価償却資産	すべて
償却方法	即時償却 (全額損金算入)	3年間で均等償却 (3分の1の年償却)	即時償却 (全額損金算入)	通常の減価償却 (定率法又は定額法)
固定資産税	かかる (10万円未満を除く)	かからない	かからない	かかる

5. 中小企業等の少額減価償却制度のメリット・ポイント

- ①消費税の判定（物件価額に消費税が含まれるか否か）は事業者の会計処理（税込経理方式又は税抜経理方式）によって異なります
 - ②取得価額が30万円未満なら、「新品」「中古」を問いません
 - ③事業年度の途中でも取得した場合でも、通常の減価償却のように「月数按分」ではなく、全額損金算入が可能
- ※税制の具体的な適用要領等については顧問税理士 又は 税務署へご確認ください。